

新総合火災共済

新価 実損払 建物の用途 専用住宅 併用住宅 併用住宅であれば、店舗・事務所等も引受対象とすることができます。

STEP 1 共済の対象をお選びください。 建物 家財

STEP 2

4つの契約プランから
お選びください。

STEP 3

- 風災・雹災・雪災お支払いの場合の自己負担額を選択します。
- 臨時費用の有無を選択します。

STEP 4

特約により補償の幅を
広げましょう

補償内容	お支払いする主な場合			選べる契約プラン				1. 風災・雹災・雪災の自己負担額	2. 補償する損害を幅広く
	建物	家財	以下の損害を補償します	A型	B型	C型	D型		
火災リスク <small>(P9 1~3)</small>	家が燃えてしまった 	家財が燃えてしまった 	失火やもらい火による火災 消火活動による水濡れ・破壊等 落雷による衝撃または 異常電流による直接の損害 ボイラの破裂や ガスの爆発による損害 	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	なし 0円 10万円	5万円 20万円
盗難 水濡れ等 リスク <small>(P9 4~7)</small>	水濡れが起きた 	泥棒に入られた 	建物の外部からの物体の落下や 飛来、車両の飛び込みなどの損害 給排水設備の事故による漏水、放水、 溢水、他の戸室の事故による水濡れ 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為、 労働争議 家財の盗難または盗難の際に建物、 家財などが壊されたり、汚されたり した場合 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	※風災等支払方法変更特約(フランチャイズ型)の付帯により「損害の額が20万円以上の場合にお支払い」とすることも可能です。	風災・雹災・雪災に対する損害は上記の算出によって損害共済金をお支払いします。 ただし、共済金額が限度となります。
風災リスク <small>(P9 8)</small>	台風で屋根が壊れた 	台風で窓ガラスが割れて 建物内の家財が壊れた	台風、旋風、竜巻、暴風などの風災・ 雹災、または豪雪、雪崩による雪災 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	損害共済金にプラスしてお支払いします。	2. 臨時費用共済金
水災リスク <small>(P9 9)</small>	床上浸水で家が水浸しに 	床上浸水で家財が水浸しに 	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪 洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>	損害共済金×10% 限度額100万円 OR 臨時費用 共済金なし	建物を借用している方が、火災や破裂・ 爆発の事故により借用戸室に損害を与えた結果、貸主に対して法律上の損害賠償責任を補償

自動的にセットされる費用共済金		
費用共済金等の種類		費用共済金のお支払いについて
地震火災費用共済金 (B型・C型・D型を選択した場合)	共済金額 ×5%	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とした火災で半焼以上の場合 1事故1敷地内ごとに300万円が限度です。
残存物取扱費用共済金	実費	残存物取扱に必要な費用を支出した場合 損害共済金の10%が限度です。
凍結水道修理費用共済金 (共済の対象が建物の場合)	実費	専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合 1事故1敷地内 10万円が限度です。
損害防止費用	実費	P9の1~3の事故による損害の発生および拡大の防止のために必要 または有益な費用を支出した場合

共済の対象の範囲	
[建物]	
■共済契約証書記載の建物をいい、「1つの建物」を全体の共済の対象とします。	
■以下のものは「建物」と所有者が同じ場合は、建物に含まれます。	
ア. 置き、建具、その他これらに類するもの イ. 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの ウ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの エ. 門、扉もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物	
[家財]	
■共済契約証書記載の建物に収容されている被共済者が所有する家財をいいます。	
■稿本・設計書等、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石等の明記物件は共済契約証書に明記して家財に含めます。	
※「建物」と「家財」の所有者が異なる場合において「建物」のアからウまでのもので、被共済者の所有する生活用のものは、特別の約定がない限り、家財に含まれます。	
※家財一式には、自動車、船舶、航空機、通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、電子マネー、乗車券等は含まれません。ただし、通貨、印紙、切手、小切手、乗車券等、預貯金証書は盗難の場合のみ補償の対象とします。	
※物置・車庫その他の付属建物に収容される家財ならびに敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車を含みます。	

新総合火災共済

お支払いする損害共済金の額

新価
実損払

補償内容	選べる契約プラン				お支払いする共済金	共済金をお支払いしない主な場合											
	A型	B型	C型	D型													
1 火災	○	○	○	○	<p>【建物】 ご契約時に新価(再調達価額)定再調達価額を定めます。その範囲内で協定再調達価額を設定したうえでご契約いただくことにより、共済金額を限度に損害の額全額を損害共済金としてお支払いいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被共済者(補償を受けられる方)、または法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 											
2 落雷	○	○	○	○	<p>【建物以外】 新価(再調達価額)基準の評価額を算出します。事故時に再評価を行ったうえでお支払いする損害共済金の額を算出します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波(以下地震等といいます。)によって生じた損害 											
3 破裂・爆発	○	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> 地震等によって発生した事故の延焼または拡大により生じた損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼または拡大した損害(地震火災費用共済金をお支払いする場合があります。) 											
4 物体の落下・飛来・衝突	×	×	○	○	<p>損害の額 = 損害共済金 ※共済金額を限度とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 雨漏りおよび風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入により生じた損害 											
5 水濡れ	×	×	○	○		<ul style="list-style-type: none"> 損害割合が30%未満であり、かつ「建物の床上浸水」または「地盤面より45cmを超える浸水」に至らない水災によって生じた損害 											
6 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為、労働争議	×	×	○	○		<ul style="list-style-type: none"> 給排水設備事故に伴う水濡れ等の損害のうち、給排水設備自体に生じた損害 											
7 盗難	×	×	○	○	<p>お支払いする共済金の算出方法は上記①～⑥までと同じです。 商品・製品等損害特約付帯の場合であっても共済の対象が商品・製品の場合、盗難は補償されません。</p> <p>(1)貴金属、宝石、書画、骨董等の対象に含めた場合は、1回の事故につき1個または1組ごとに100万円を限度とします。</p> <p>(2)家財および「設備・什器等損害特約」にご加入の場合、通貨、印紙、切手、小切手、乗車券等、預貯金証書の盗難の場合は、ごとに以下を限度とし、その損害の額を支払います。(お支払いには一定の条件があります。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事故の種類</th> <th colspan="2">限度額</th> </tr> <tr> <th>家財</th> <th>什器・備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通貨、印紙、切手、小切手、乗車券等の盗難</td> <td>20万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>預貯金証書の盗難</td> <td>200万円</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table>	事故の種類	限度額		家財	什器・備品	通貨、印紙、切手、小切手、乗車券等の盗難	20万円	20万円	預貯金証書の盗難	200万円	20万円	<ul style="list-style-type: none"> ・損害割合が30%未満であり、かつ「建物の床上浸水」または「地盤面より45cmを超える浸水」に至らない水災によって生じた損害
事故の種類	限度額																
	家財	什器・備品															
通貨、印紙、切手、小切手、乗車券等の盗難	20万円	20万円															
預貯金証書の盗難	200万円	20万円															
8 風災・雹災・雪災	×	○	○	○	<p>損害の額 - 自己負担額 = 損害共済金</p> <p>(1)自己負担額は引受時設定の右の4段階となります。 0円 5万円 10万円 20万円</p> <p>(2)「風災等支払方法変更特約(フランチャイズ型)」を選択された場合は、損害の額が20万円以上の場合にお支払いとなります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の消耗または劣化によって生じた損害 											
9 水災	×	×	×	○	<p>(ア)共済の対象が建物である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害が生じたとき、家財が対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害が生じた場合</p> <p>(イ)共済の対象である建物または共済の対象である家財を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害が生じた場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水害による損害の程度^{注2}</th> <th rowspan="2">(ア)共済の対象に30%以上の損害が生じた場合</th> <th colspan="2">(イ)床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水^{注1}</th> </tr> <tr> <th>共済の対象に15%以上30%未満の損害が生じた場合</th> <th>共済の対象に15%未満の損害が生じた場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共済金支払方法</td> <td>損害額(修理費) 損害共済金として支払う額は1回の事故につき、共済金額を限度とします。</td> <td>支払限度額(共済金額)×20% 損害共済金として支払う額は1回の事故につき1敷地内ごとに300万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。</td> <td>支払限度額(共済金額)×10% 損害共済金として支払う額は1回の事故につき1敷地内ごとに150万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 「設備・什器等損害特約」「商品・損害共済金として支払う額は1回の事故につき1敷地内ごとに500万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。」</p> <p>注2 建物については協定再調達価額に対する損害の程度、家財については再調達価額に対する損害の程度となります。</p>	水害による損害の程度 ^{注2}	(ア)共済の対象に30%以上の損害が生じた場合	(イ)床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水 ^{注1}		共済の対象に15%以上30%未満の損害が生じた場合	共済の対象に15%未満の損害が生じた場合	共済金支払方法	損害額(修理費) 損害共済金として支払う額は1回の事故につき、共済金額を限度とします。	支払限度額(共済金額)×20% 損害共済金として支払う額は1回の事故につき1敷地内ごとに300万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。	支払限度額(共済金額)×10% 損害共済金として支払う額は1回の事故につき1敷地内ごとに150万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き等の単なる外観上の損傷や汚損 ・共済の対象である家財の置き忘れまたは紛失 	
水害による損害の程度 ^{注2}	(ア)共済の対象に30%以上の損害が生じた場合	(イ)床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水 ^{注1}															
		共済の対象に15%以上30%未満の損害が生じた場合	共済の対象に15%未満の損害が生じた場合														
共済金支払方法	損害額(修理費) 損害共済金として支払う額は1回の事故につき、共済金額を限度とします。	支払限度額(共済金額)×20% 損害共済金として支払う額は1回の事故につき1敷地内ごとに300万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。	支払限度額(共済金額)×10% 損害共済金として支払う額は1回の事故につき1敷地内ごとに150万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。														

新総合に付帯される特約

- 被共済者が所有する設備・什器、機械等 → **設備・什器等損害特約**
- 被共済者が所有する商品・製品等 → **商品・製品等損害特約**
- ▶ 特約共済金額の設定について
新価(再調達価額)基準の評価額の範囲内で設定できます。(罹災時再評価)
「明記物件」を共済の対象に含める場合は、その時価額基準の評価額となります。
損害額をお支払いします。
- ▶ お支払いする共済金について
ただし、盗難、風・雹・雪・水災につきましては、上記⑦～⑨をご確認ください。
☞ P15 をご参照下さい。
- ▶ 共済金をお支払いできない主な場合
「建物」または「家財」のご契約があり、併用住宅の方が対象となります。
- ▶ 特約付帯の条件

共済の対象から除外される主なもの	
①設備・什器等損害特約	②商品・製品等損害特約
(1)自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型その他これらに類する物およびこれらの付属品 (2)商品・製品等(商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。) (3)義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、サングラスその他これらに類する物 (4)スマートフォン、携帯電話等の携帯式通信機器およびこれらの付属品	(1)業務用の設備・什器等 (2)家財
①、②共通	(1)船舶、航空機、自動車等、海上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品 (2)通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等その他これらに類する物 (3)テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物 (4)動物および植物

ご契約金額(共済金額)は評価額に基づいて設定しましょう

1. 時価額いっぱいのご契約をおすすめします。



50%の一部共済

評価額 2,000万円
共済金額 1,000万円



損害額 1,000万円の事故



支払われる共済金

1,000万円×1,000万円/2,000万円=500万円
※普通契約普通物件の場合

この場合、1,000万円の共済金額をかけているにもかかわらず、共済金の支払額は500万円となり、実際の被害額の半分しか受け取れません。

共済金額は事故が発生した場合、十分な補償となりますよう時価額いっぱいのご契約をおすすめします。

また、時価額を超えてご契約された場合、時価額がお支払いする共済金の上限となりますのでご注意ください。

2. 新価契約をおすすめします。

例 新価(再調達価額)5,000万円、時価3,000万円の建物

時価額でご契約



3,000万円(時価)
でご契約



全焼



3,000万円のお支払い
(2,000万円自己負担)

新価額でご契約



5,000万円(新価)
でご契約



全焼



5,000万円のお支払い
(自己負担なし)

自己負担なく、再築・再取得するためには新価(再調達価額)を基準にご契約いただくことをおすすめします。

新価共済特約

新価 比例払

建物の用途 店舗 工場 事務所 住宅 など

共済の対象 建物 什器・備品 機械・設備

●共済金額を新価の評価額いっぱいにお決めいただいた場合、共済金額を限度に再調達価額でお支払いします。

(減価割合が50%以下である建物およびこれに収容される上記動産等が対象です。)

●本特約を付帯した場合、お支払いする臨時費用共済金は損害共済金×10%(100万円限度)となります。

●共済金をお支払いする主な場合

この特約がセットされた共済契約の「主な損害共済金を支払う場合」P3と同様となります。

●共済金をお支払いできない主な場合

この特約がセットされた共済契約の「主な損害共済金をお支払いできない場合」P4 P15と同様となります。

価額協定共済特約

新価 実損払

建物の用途 工場 物件は取扱できません。

共済の対象 建物 家財

●損害の額を再調達価額で補償します。(減価割合が50%以下である建物およびこれに収容される家財が対象です。)

●共済の対象が全損となった場合には損害共済金の10%に相当する額を特別費用共済金としてお支払いします。

(ただし、1事故につき1敷地内200万円が限度)

●本特約を付帯した場合、お支払いする臨時費用共済金は損害共済金×10%(100万円限度)となります。

●共済金をお支払いする主な場合

この特約がセットされた共済契約の「主な損害共済金を支払う場合」P3と同様となります。

●共済金をお支払いできない主な場合

この特約がセットされた共済契約の「主な損害共済金をお支払いできない場合」P4 P15と同様となります。

地震危険補償特約

建物の用途 店舗 工場 事務所 住宅 など

共済の対象 建物

●補償内容

地震・噴火またはこれらにより発生した津波を原因とする火災(延焼・拡大を含みます。)・損壊・埋没・流失によって損害を受けた場合に地震共済金を支払います。

●共済の対象

昭和56年6月以降に新築された「建物」*(住宅に限らず、店舗・事務所・工場などの建物が対象です。)

動産(家財・什器備品・商品・機械設備等)は対象になりません。

*昭和56年5月以前に建築された建物であっても、新耐震基準と同等の耐震性能があると確認できる場合はお引き受けすることができます。

●お支払いする地震共済金

この特約は実際の修理費ではなく、損害の程度(「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」)に応じて地震共済金の一定割合(100%、60%、30%)をお支払いします。

損害の程度	認定の基準		お支払いする地震共済金
	建物の主要な構成要素の損害割合	消失または流失した床面積	
全 壊	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	地震共済金額×100%(時価が限度)
大規模半壊	建物の時価の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	地震共済金額×60%(時価の60%が限度)
中規模半壊	建物の時価の30%以上40%未満	建物の延床面積の30%以上50%未満	地震共済金額×30%(時価の30%が限度)
半 壊	建物の時価の20%以上30%未満	建物の延床面積の20%以上30%未満	

半壊に至らない損害(準半壊・一部損壊)は地震共済金をお支払いできません。

損害の程度の認定は地方自治体が交付するり災証明書の被害認定に基づき地震共済金をお支払いします。

り災証明書が発行されない場合は組合が上記の認定の基準に従って被害認定を行い地震共済金をお支払いします。

●共済金額の設定方法

主契約の共済金額の30%から50%の範囲内で設定します。ただし、1建物当たりの加入の上限額は1,000万円です。



●地震共済金をお支払いできない主な場合

- 損害の程度が半壊に至らない損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 地震に関する特約の共済掛金との合計額を領収前に生じた事故
- 損害の程度が全壊または全損と認定された場合は、その損害が生じたときに遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

●地震保険料控除について

個人のご契約の場合、居住用建物を対象とするこの特約の共済掛金は、地震保険料控除の対象となり、一定額がその年のご契約者(共済掛金負担者)の課税所得から控除されます。

※主契約の共済金額が5,000万円を超える場合は控除対象外です。

	所 得 税	個人住民税
控除対象額	地震危険補償特約の共済掛金全額 (最高50,000円)	地震危険補償特約の共済掛金の1/2 (最高25,000円)

●その他

- お支払いする地震危険補償特約の地震共済金総額(1回の地震等につき会員組合全体で80億円以内)を超える場合は、支払うべき地震共済金を削減してお支払いします。
- 地震危険補償特約は他の保険や共済からのお支払いの有無にかかわらず地震共済金をお支払いします。
- 72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回の地震とみなします。

類焼見舞金補償特約

ご自分の家やお店が火事になってお隣やご近所に類焼してしまった場合、類焼先に見舞金をお支払いします。

●補償内容

ご契約建物またはご契約動産、ご契約動産を収容する共済契約証書記載の建物から発生した火災、破裂または爆発による事故(煙損害または臭気付着の損害を除きます。)により、類焼補償対象物(近隣の建物またはその収容動産)に損害を与えた場合、類焼補償対象物の所有者に対し、直接、類焼見舞金をお支払いします。

●お支払いする見舞金

損害の程度	お支払額
類焼先が全損の場合 (時価の80%以上の損害)	300万円または時価損害額の いずれか低い額
類焼先が半損の場合 (時価の20%以上80%未満の損害)	150万円または時価損害額の いずれか低い額
類焼先が一部損の場合 (時価の20%未満の損害)	50万円または時価損害額の いずれか低い額

見舞金の額は一つの建物(建物内収容動産を含みます)ごとに300万円を限度にお支払いします。

●総支払限度額

1事故につき3,000万円

- 共済期間内に類焼見舞金を支払った場合は、類焼見舞金の額を控除した残額を以後の共済期間に対する総支払限度額とします。
- 共済期間が1年を超える契約は契約年度ごとに上記の規定を適用します。



●見舞金をお支払いできない主な場合

- ご契約された建物・動産またはご契約された動産を収容する共済契約証書記載の建物
- ご契約された建物・動産の所有者およびその所有者と生計を共にする同居の親族の所有する建物・動産
- 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を除きます。)
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- 貴金属、宝石および宝玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 建築中または取壊し中の建物
- 建売業者等が所有する売却用の建物

- 共済契約者、主契約被共済者または主契約被共済者と生計を共にする同居の親族または、これらの者の法定代理人の故意による損害
- 類焼補償被共済者(損害を受けた方)または、その法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、共済金を支払わないのは、その類焼補償被共済者が被った損害にかぎります。
- 類焼補償被共済者でない者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

借家人賠償責任補償特約

建物の用途 店舗 事務所 住宅 など 工場物件を除く
共済の対象 家財 什器・備品 機械・設備 商品・製品 などの動産

●補償内容

建物を借用している方が、火災や破裂・爆発の事故により借用戸室に損害を与えた結果、貸主に対して法律上の損害賠償責任を補償する特約です。

●共済金をお支払いできない主な場合

- 被共済者の心神喪失または指図
- 借用戸室の改築、増築、取壊し等の工事。ただし、被共済者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
- 借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷等、その借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 被共済者が次の①または②のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被共済者が被る損害
 - 被共済者が損害賠償に関し貸主との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任
 - 被共済者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任

●その他

他の火災保険など複数のご契約がある場合で借家人賠償責任補償特約をそれぞれにセットすると、補償に重複が生じることがありますので、ご注意ください。

明記しなければ共済の対象に含まれないもの(明記物件)について

下記のものはお申し込み時にご申告のうえ、共済契約証書に明記しなければ共済の対象に含まれず、損害共済金をお支払いする事故が生じた場合も補償の対象となりませんのでご注意ください。なお、明記物件については、評価基準を「新価基準」でご契約いただく場合でも、下記③、④については「時価額」による評価に基づきご契約いただき、損害共済金をお支払いする場合も「時価額」となります。

- ①通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
- ②自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を除きます。)
- ③貴金属、宝石および^{とう}宝^ひ玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ④稿本、設計書、図案、雛型、^{ひな}鑄型、木型、紙型、模型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑤門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物

※1 【総合火災共済】【新総合火災共済】については①・②は共済の対象に含まれません。

※2 【新総合火災共済】の【設備・什器等損害特約】【商品・製品等損害特約】については①・②・⑤は共済の対象となりません。

※3 共済の対象が建物の場合は、⑤については特別の約定がない限り、明記しなくとも共済の対象に含まれます。

※4 【新総合火災共済】の場合、③については明記されていないときであっても、共済の対象として取り扱います。この場合、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなし、組合が支払う損害共済金の額は、1回の事故につき、300万円または共済の対象である家財の共済金額のいずれか低い額を限度とします。

参考 標準的な家財評価額表(再調達価額基準)

(2024年10月現在)

家族構成 世帯主 年齢区分	1名	2名	3名	4名	5名
	大人	大人	大人 子供1名	大人 子供2名	大人 子供3名
28歳未満	330万円	580万円	670万円	750万円	860万円
28歳以上33歳未満		790万円	890万円	960万円	1,070万円
33歳以上38歳未満		1,120万円	1,220万円	1,280万円	1,410万円
38歳以上43歳未満		1,360万円	1,460万円	1,550万円	1,660万円
43歳以上48歳未満		1,550万円	1,660万円	1,720万円	1,840万円
48歳以上		1,650万円	1,740万円	1,810万円	1,930万円

共済用語のご説明

共済価額	損害が生じた地および時における共済の対象の価額をいいます。
共済金	損害共済金と費用共済金からなり損害共済金とは、共済の対象である建物または家財などが損害を受けた場合にその損害に対して支払われる共済金です。 費用共済金とは、建物や家財の損害のほかに、さまざまな費用が必要となり、その費用をサポートするために支払われる共済金です。
共済金額	万一の事故の際にお支払いする共済金の限度額をいいます。
協定再調達価額	建物について共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力、のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、組合と共に共済契約者または被共済者との間で評価し、協定した額で、共済契約証書に記載した額をいいます。
再調達価額(新価)	対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価額	共済の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。
敷地内	特別な約定がない限り、囲いの有無を問わず、共済の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一共済契約者または被共済者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

◆構造級別の判定について

建物(動産を収容する建物を含む)の構造級別の判定について

【柱】の種類、または【耐火性能】に応じて構造級別を決定します。共済掛金は構造級別によって異なるため、共済掛金の計算をする前に構造級別の判定が必要です。

住宅物件の場合 新総合火災共済の専用住宅物件、普通火災共済・総合火災共済の住宅物件

【構造級別表】

構造級別	建物の構造・種類		
M構造	【柱】の種類 ・コンクリート造建物の共同住宅 ・石造建物の共同住宅 【耐火性能を有する建物】※1 ・耐火建築物の共同住宅 主要構造部※2が耐火構造の建物の共同住宅 主要構造部※2が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物の共同住宅	・コンクリートブロック造の共同住宅 ・耐火構造建築物の共同住宅	・れんが造建物の共同住宅
T構造	【柱】の種類 ・コンクリート造建物 ・石造建物 【準耐火性能を有する建物】※1 ・耐火建築物 ・特定避難時間等倒壊等防止建築物 主要構造部※2が耐火構造の建物 主要構造部※2が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物 主要構造部※2が準耐火構造の建物 主要構造部※2が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物	・コンクリートブロック造建物 ・鉄骨造建物 ・耐火構造建築物 ・省令準耐火建物	・れんが造建物 ・準耐火建築物等
H構造	「M構造」および「T構造」に該当しない建物		

上記以外の場合

【構造級別表】

構造級別	建物の構造・種類		
1級	【柱】の種類 ・コンクリート造建物 ・石造建物 【耐火性能を有する建物】※1 ・耐火建築物 主要構造部※2が耐火構造の建物 主要構造部※2が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物	・コンクリートブロック造建物 ・耐火被覆鉄骨造建物 ・耐火構造建築物	・れんが造建物
2級	【柱】の種類 ・鉄骨造建物 【準耐火性能を有する建物】※1 ・準耐火建築物 主要構造部※2が準耐火構造の建物 主要構造部※2が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物	・特定避難時間等倒壊等防止建築物	・省令準耐火建物
3級	「1級」および「2級」に該当しない建物		

※1 「耐火性能を有する建物」「準耐火性能を有する建物」または「省令準耐火建物」に該当する場合、【柱】のみで構造を判定した場合と比べて共済掛金が大幅に安くなる可能性があります。特に(柱)が「木造」の場合、構造級別の判定にあたってはご注意ください。

※2 主要構造部とは建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に定める部分で、壁、柱、梁、屋根または階段です。

◆事故が発生した場合は…

事故が発生した場合は

事故が発生した場合は、すみやかに取扱代理所または当組合にご連絡ください。ご連絡が遅れますと、共済金のお支払いが遅れたり、お支払いできないことがあります。

共済金の請求はご自身で行うことができます。詳細は組合、または代理所へお問い合わせください。

●「共済(保険)が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています!

このような業者の多くは、「共済金(保険金)の使い道は自由だから実際に修理をしなくても良い」「古くなったところも台風のせいにしてしまう」と勧誘し、共済金請求手続きを代行して高額な手数料を受け取り、共済金請求代行コンサルタント料(報奨金)は支払われた共済金で対応できるという勧誘を行います。

ウソの理由で共済金を請求すると詐欺に該当するおそれがあります!

▶ 共済期間および補償の開始・終了時期

- この共済の共済期間(ご契約期間)は原則として1年間ですが、1年を超える長期契約(最長5年)や1年未満の短期契約も可能です。
※各特約の共済期間は主契約と同じです。
- 補償の開始は始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。
※共済契約申込書に開始時刻が異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

▶ 共済掛金のお支払いは便利な口座振替で

- あらかじめお手続きいただきますと、共済始期日翌月の振替日にご指定の口座から共済掛金をお支払いいただくことができます。

▶ 割引について

- 建物を共済の対象とする契約で、共済始期日現在において建築年数が20年未満である場合、共済掛金の割引があります。
- 長期一括払契約の場合、1年契約を毎年継続されるよりも共済掛金が割安になります。
- 長期年払を選択し、共済期間の初日までに指定口座を提携金融機関に設定していただいた場合、契約年数に応じて割引が適用されます。
- 共済金額が1億円以上で「事業継続力強化計画認定」または「BCP優良認定・認証」を受けている場合、事業継続力強化割引が適用されます。

▶ ご加入時の注意点(告知事項)

- 申込書は正確にご記入ください。
共済掛金は、ご契約金額・共済期間・建物の所在地・構造・建築年数(建物のみ)・払込方法等によって決定されます。事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合はすでに発生している事故について共済金をお支払いできない場合があります。申込書に★印が記載された事項が告知事項となります。

▶ ご契約後の注意点(通知事項)

- ご契約内容に変更が生じたときは、組合または取扱代理所までご連絡ください。ご通知がない場合、共済金をお支払いできない場合や、ご契約を解除させていただく場合があります。申込書に☆印が記載された事項が通知事項となります。

※このパンフレットは火災共済の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「普通共済約款」、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。
※ご不明な点につきましては、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。
※当組合と全日本火災共済協同組合連合会(日火連)が共同して共済契約をお引き受けします。

詳細については、取扱代理所または当組合にお問い合わせください。

大阪府火災共済協同組合

TEL 06-4708-8720

【受付時間】平日 午前9:15～午後5:30
(土・日・祝日、年末年始を除きます。)

▶ 個人情報の取扱い

- 共済契約に関する個人情報は、組合がこの共済引受の審査および履行のために利用するほか、組合および日火連が共済契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や共済引受の審査および共済契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため utilizarしたりすることができます。

▶ 共済金をお支払いできない主な場合

- 共済契約者、被共済者、共済金受取人、それらの法定代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 火災等の事故の際ににおける共済の対象の紛失または盗難
- 共済の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難
- 共済の対象である動産が共済契約証書記載の建物外にある間に生じた事故(新総合契約で共済の対象が家財の場合、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故は、補償の対象となります。)
- 戦争または外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 電気的事故による炭化または溶融の損害、発酵または自然発熱の損害、機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害、亀裂、変形その他これらに類似の損害
- 下記の1.～3.のいずれかに該当する損害およびいずれかによって生じた損害。(ただし、P5、P6、P9、P10 1から9の事故が生じた場合は、1.から3.のいずれかに該当する損害にかぎります。)
 1. 共済の対象の欠陥(ご契約者、被共済者またはこれらの方に代わって共済の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。)
 2. 共済の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
 3. ねずみ食い、虫食い等
- 共済の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、共済の対象ごとに、その共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 共済掛金領収前に生じた事故(共済掛金の払込みに関する特約付帯の場合を除く)

など

代理所情報